

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	九州出兵期毛利氏の交通政策
Author(s)	中原, 寛貴
Citation	内海文化研究紀要 , 51 : 1 - 13
Issue Date	2023-03-31
DOI	
Self DOI	10.15027/53880
URL	https://doi.org/10.15027/53880
Right	Copyright (c) 2023 by Author
Relation	



九州出兵期毛利氏の交通政策

はじめに

交通とは、人の流れである。戦国期の交通政策については、東国大名の伝馬制、織田政権の関所撤廃と道路・橋梁の架設、豊臣政権による継承などが一般的に論じられてきた¹⁾。

しかし、西国大名である毛利氏の場合、これらを明確に示す史料があまり検出されない。ただし、その交通政策を検討すること自体は可能である。

すなわち、当該分野の基礎的な成果としては、秋山伸隆氏の研究がある。秋山氏は、①「要港への直轄関の設定、諸浦における私関の容認という対照的な海関の存在形態から、海上交通支配の基調を読みとるならば、毛利氏は領国支配の観点から要港を原則として直接掌握し、局地的な海上交通の場である諸浦については、領主層の浦支配権を容認した」と指摘した。また、②「毛利氏の市町支配は経済・流通政策としてよりもむしろ、直接的には幹線路としての山陽道の確保という軍事的な色彩の濃い交通政策として実現されたといえよう」、「戦国大名としての毛利氏の流通支配は、天正十四年以降の豊臣政権の軍事動員に対応するなかで、新たな変質を遂げていったと考えられる」と述べた。

その後、②に関しては本多博之氏²⁾が、戦国織豊期の運輸や交通の歴史的展開と、城下町成立の関係を論じるなかで考察した。つまり、「実際に軍勢を送る前の早い段階において、少なくとも備後国から九州にかけて「道橋普請」の整備が進められていたことがうかがえる。そしてこうした一連の過程は、結果として大名毛利氏の領国支配の強

化にもつながったと思われる」と指摘した。

実のところ、戦国期から豊臣期にかけての、毛利氏の交通政策の展開に関しては、秋山説以降の議論に付け加える論点がほとんどない。しかし、九州出兵（島津氏攻め）期に注目すると政策の変化について解明されておらず、研究の余地が残っている。しかもこれは、豊臣政権の命令・指示の性格や、大名による対応のあり方、さらには大名領国の支配の本質にも関わるものであり、追究する必要があるように思われる。

そこで以上の視角から、本稿では、九州出兵期における大名毛利氏の交通政策について準備段階の天正十四年から、実施段階の天正十五年の事例をもとに検討し、この時期における領国支配の特質に迫りたい。

一 赤間関における御座所設営

本章では、九州出兵の準備段階である、天正十四年（一五八六）における毛利氏の交通政策について検討したい。

天正十三年七月に関白となった秀吉は、翌十四年に九州出兵に向けて準備を開始した。すなわち、四月十日には秀吉朱印状³⁾（「覚」十四箇条）が毛利輝元に発給されたが、これは秀吉が輝元に実施を求めた諸政策について列挙したものと知られる。この「覚」は、秀吉が九州への軍勢（将兵）の派遣を念頭に置いて、京・大坂から九州へ最短距離で向かうため、第三条に「海陸役所停止事」、第八条に「至九州通道可作之事」、第九条に「一日路々々 御座所城構事」と定めた

中原寛貴

ものである。つまり、秀吉「寛」では陸路・海路の関所を撤廃し、九州に向かう交通路の整備、また一日ごとに宿泊する御座所の設営に關して命じた。

そして、これを受けて天正十四年六月一日に毛利氏が、領国全体に到達したのが「分国控之条々」である。この分国法は、安芸国衆の天野氏に対して毛利輝元の奉行人桂左衛門大夫（就宣・栗屋掃部助（元真）・渡辺石見守（長）が連署して発給したものであり、「諸関停止之事」（一条目）・「渡舟定之事」（二条目）・「人沙汰之事」（三条目）の計三条で構成される。これは、国衆一揆を基盤に成立した毛利氏権力が、豊臣政権を後ろ盾として、国衆らへ従来にない強硬な姿勢で諸政策の実施を求めたものである。とくに、一条目の関の停止と二条目の渡船の料金規定は、「寛」で定めている関所の撤廃をふまえている。

その後は、豊臣秀吉やその将兵が本州から九州へ移動するため、関門海峡をいかに渡航するのが重要な課題となった。以下では、この点について史料をもとに検討したい。

【史料1】

輝元公
御判

彼普請兵糧之儀、於（長門國）関百俵、山口にて廿俵、對柳（備前）新可有御渡之旨候、恐々謹言、

七月廿五日

内 与三
元栄判ナシ
見 市
元貫判ナシ

國（備前）黒兵 對（備前）國（備前）雅（備前）

【史料2】

關白殿御座所事関ニ相定候、普請為入目參百五十貫對柳新右可相渡候、反錢無之候ハ、（福原就直）福藏・桂源申候而其方共手前へ可借
用候、不可有緩候、謹言、

七月廿五日

てる元（花押）

國 對
黒 兵
國 雅

【史料1】は七月二十五日付けで内藤与三右衛門尉（元栄）と見玉市允（元貫）が毛利輝元の袖判を得て、いわゆる山口奉行として知られる国司對馬守（就信）・同雅楽允（元信）・黒川兵部丞に宛てて発給した連署書状の写である。「普請」に従事する労働者の対価である「兵糧」（飯米）を、長門国赤間関で百俵、周防国山口で二十俵用意し、柳沢元政に勘渡せよと指令を下したものである。

しかし残念ながら、【史料1】の「普請」がどのようなものかは判然としない。そこで注目したいのが、【史料2】である。

これは【史料1】と異なり¹⁰、『関関録』や『譜録』の原本の一部にあたる、早稲田大学図書館所蔵「国司家文書」に伝来した、七月二十五日付け国司對馬守（就信）・同雅楽允（元信）・黒川兵部丞宛て毛利輝元書状である。その内容によれば、「關白殿御座所」の場所が、長門国赤間関に決定した。「普請」の費用三五〇貫を柳沢元政に渡せ。反錢が無ければ、福原就直¹¹と桂元盛から借用しろと命じている。ここから、【史料1】と【史料2】は同様の内容であることが分かる。しかも、これらは同日に発給されたものであるため、関連史料であると言つてよい。

したがって、【史料1】の「普請」とは、豊臣秀吉の御座所の設営を示すものと考えられる。

さらに、御座所がどのように建設されたのかについて具体化するた

め、「国司家文書」に収録されている次の史料を分析したい。¹²⁾

【史料3】

於下関普請道具之儀申付候、鉞之儀百具可申付候、然者右之調候儀可申付候、出来候者柳新右^二相渡候、可至候^一、^{神惣}神惣より申候者其儀候ハ、別而之儀にてハ無之候、為心得候^一、謹言、

七月廿三日

てる元(花押)

国 对

黒 兵

国 雅

【史料4】

関ノ普請^二人足可入候、三河内^(長門国)給儀くはり候て人足廿人ほども可申付候、それほとならず候ハ、其内も可申付候、兵糧之儀とハ可遣候、それハ柳新右と可談合候^一、不可有緩候^一、謹言、

七月廿六日

てる元(花押)

国 对

黒 兵

国 雅

これは日付が前後するものの、【史料2】と同様、国司对馬守(就信)・同雅楽允(元信)・黒川兵部丞宛て毛利輝元書状である。

【史料3】は、赤間関における「普請」の道具に関して、鉞百本を用意するよう厳命せよ。その準備ができ次第柳沢元政に勘渡するようにと述べている。

【史料4】は、赤間関の「普請」では人夫が必要であるため、長門国三河内^(みづのち)から二十人ほど招集しろ。その人数が用意できなければ、山

口奉行の配下の者にも命じよ。「兵糧」を支給するにあたっては、柳沢元政と相談せよと指示している。

ここから、【史料1】から【史料4】は、日付が七月二十三日から二十六日と近く、いずれも宛先や内容が共通するため関連史料であり、秀吉の御座所の設営に必要な人員・物品の調達や勘渡を段階的に指示したものと考えられる。

次に、御座所の場所について明示的なのは【史料2】の傍線部で、「関白殿御座所事関^二相定候^一」と述べた箇所である。この点で参考になるのが、一連の史料で確認される「関」や「下関」といった文言である。すなわち、【史料2】の傍線部では、御座所の場所が赤間関であると通達したことが分かる。

したがって、【史料1】から【史料4】は、赤間関における秀吉の御座所の設営を布達したものと見えよう。

さらに、年次については【史料3】の傍線部「神惣より申候」で検出される、毛利輝元の直臣神田元忠がいつ頃赤間関にいたのかが重要である。五月二日付け長井筑後守(親房)・神田惣四郎(元忠)宛て小早川隆景書状¹³⁾には「龍造寺使成富十右衛門尉者此刻下向之条、渡口何篇可被副御心候」とある。天正十四年二月頃に豊臣秀吉が九州国分案を提示するため、大坂へ赴いた龍造寺氏の使者成富茂安が下向する時に、長井親房と神田元忠に「渡口」を手配するよう命じている。また、本史料の後半部には「黒田官兵衛被差下候之間、万端自郡山可被仰下候」とあり、黒田孝高が下向するため、安芸国吉田郡山城の毛利輝元から仰せが下ると伝えている。

また、五月十二日付け長井筑後守(親房)宛て毛利輝元書状¹⁴⁾では「黒田官事一兩日中爰も到着候間、宗四事^(神田元忠)をもやかて可差下候」とあるように、黒田孝高が近日中に下向するため、神田元忠をこれから派遣すると述べている。実際、七月十一日付け仁保右衛門大夫(慰保)宛て毛利輝元書状写¹⁵⁾には「神惣在関候」とあり、神田元忠は赤間関に在陣した。

そして、七月十二日付けで毛利輝元が周防国衆の楢杜少輔四郎（元縁）に宛てた書状の写¹⁷には「至筑紫薩州各取出候、就其豊筑取々動乱之由候間、至関府之間早々被懸付」とあり、筑紫広門に島津氏が攻撃したことで、豊筑両国において戦鬪が勃発し、楢杜氏に長門国赤間関や同国長府へ出陣するよう依頼している。また、七月十四日付け大和河内守（就重）宛て毛利輝元書状写¹⁸では「広頼人数早々至関差出され候て給へとの事候、（中略）内藤・市川以下差下候」と、石見国衆吉見氏が軍勢を赤間関へ早急に送ってくれと要請したため、内藤隆春や市川元好などを派遣している。

しかし、七月十五日付け市川式部少輔（元好）宛て毛利輝元書状写¹⁹には「防長衆方角にてさへ時々役不立、遠国之衆・小近習まで差下成行不及是非候」とあり、「防長衆」が「方角」のことでさえ役に立たないため、「遠国之衆」や「小近習」まで派遣するのはやむを得ないと述べている。また、同日付けの長井筑後守（親房）・神田惣四郎（元忠）宛て毛利輝元書状写²⁰では「防長家人今度関へ可罷出之由申聞候、為始内藤・市川、一所・一戸之者迄罷出候者之儀、懇立候て可越候」と、「防長家人」を赤間関へ向かわせるため、内藤隆春や市川元好をはじめとして、一所衆や一戸衆に至るまで出陣させるよう指示している。そして八月一日に、市川・神田・長井ら三名が連署して福原貞俊と嫡子元俊に出した書状²¹には「御一所衆無残頓被罷出、被在関候」とあり、一所衆が赤間関に在陣した。

他方、軍勢催促への対応は一樣ではなかったようで、八月四日付け楢杜少輔四郎（元縁）宛て毛利輝元書状²²には「早速出陣之由候、誠御馳走之至祝着候、其辺之者共に今遅引候之処、即時御打立候事一入喜悦候、於先様も何篇神宗可申談候」とある。楢杜氏が迅速に出陣したことに感謝の意を伝え、「其辺之者共」が遅延しているなか、すぐに出勢したのは喜ばしいと述べたのち、今後のことは神田元忠と相談して行動せよと命じている。

その後は、八月十一日付け長井筑後守（親房）・神田惣四郎（元忠）

宛て毛利輝元書状²³に「爰元十六日出張候」とあり、輝元自身が八月十六日に吉田を出発する予定であったことが分かる。しかし、これは遅れた。つまり、九月八日付け湯原弾正忠（元綱）宛て吉川元長書状写²⁴には「今日八日至防府令陣替候、頓関着候」と、輝元が九月八日に周防国防府へ陣替し、赤間関に急いで向かうと伝えている。

なお、九月一日付け毛利輝元袖判法度写²⁵（渡船諸浦申付法度）には、第四条に「来十日至下関右船可差集事」とあり、九月十日までに船を赤間関に集めるよう指示している。そして、九月十日付け内藤弥左衛門尉（元実）宛て毛利輝元書状写²⁶には「黒官昨日下午関着候、以外急候条、整次第夜を日に継可差下候、蔵田一介に舟之儀可渡候」とある。九月九日に黒田孝高が赤間関に到着した。大変急いでいるため、準備が出来次第昼夜を問わず船を赤間関に集めて、蔵田就貞²⁷に渡すよう命じている。

以上より、神田元忠は長井親房とともに、少なくとも天正十四年五月から八月にかけて赤間関付近で活動した²⁸。したがって、【史料1】から【史料4】は吉田郡山城の毛利輝元から山口奉行へ、赤間関における秀吉の御座所の建設を命じたものと考えられよう。

このように、九州出兵の準備を開始した天正十四年四月、豊臣政權とくに豊臣秀吉は毛利輝元に基本方針「覚」十四箇条を提示した。そして、毛利氏は、秀吉やその将兵が本州から九州へ移動する際、関門海峡を円滑に渡航することが重要であると理解し、同年七月赤間関において御座所の設営をおこなった。これは毛利氏にとって、建設工事に従事する人夫を動員したように、赤間関やその付近における支配の進展につながったと評価できよう。

二 山陽道一帯の交通路整備

第一章では、九州出兵の準備段階である天正十四年に、豊臣政權から軍事要請を受けた毛利氏が、赤間関において豊臣秀吉の御座所を

建設した、その事実を明らかにした。そこで第二章では、秀吉の九州動座が差し迫った天正十五年における、毛利氏の交通政策について考察したい。

九州出兵が近づいた天正十五年には、秀吉らが、京・大坂から九州へいかに迅速に到達するのかが問題となった²⁹。そして実際、秀吉の祐筆が九州へ向かう間の出来事に関して記した「九州御動座記」³⁰では、毛利氏領国の備中国中山や備後国赤坂、三原、安芸国四日市、海田市、廿日市、厳島、周防国海老坂、富田、防府、山中、長門国植生、赤間関を通過したことが知られる。

以下では、豊臣秀吉の九州下向が近づいたことで、毛利氏が領国内でどのように対応したのかに関して検討したい。

【史料5】

輝元公

御袖判

関白様 御座所 赤坂

一 御宿・いへそのほか普請、領村付別紙ニ在之、

一 百貫之地ニうき夫拾人あての事、

一 番匠・鍛冶そのほか諸細工人、領内ニあり次第可召仕事、

一 竹木ハ寺社又ハ人の土居まはり、用次第ニきり用へき事、

一 なわ・かつら郡役たるへし、

一 たゞミのい・ところも同前、

一 すみ・たき木同前、

付、馬のぬか・わら同前、

右法度として相さたむる所也、然を領主としているこひさまたけは届に及ハす、領地を押へをき、用所可相調之、若又地下人として相そむかハ、掟の旨にまかせはた物ニかけ、堅固可申付者也、仍下知如件、

正月二日
(天正十五年)

桂左衛門大夫殿
(就宣)

小方兵部丞殿
(元信)

佐々部又右衛門尉殿
(元資)

【史料5】³¹は天正十五年と思われる、正月二日付け桂左衛門大夫(就宣)・小方兵部丞(元信)・佐々部又右衛門尉(元資)宛て毛利輝元袖判法度写であり、備後国赤坂における「関白様 御座所」の設置について定めたものである。百貫の地に十人程度の割合で浮夫を提供させること(二条目)や、番匠・鍛冶などの職人を領内にあり次第招集すること(三条目)、竹・木を寺社または人家周辺から必要に応じて伐採して利用すること(四条目)、縄や葛、畳の藁・床といった建築資材(五・六条目)、炭・薪といった燃料(七条目)、糠・藁といった馬の餌を郡ごとに賦課すること(付則)を厳命している。また、これらを妨害する領主の領地は没収し、服従しない地下人は磔にするという罰則を設けている。

先行研究としては、宛先の桂就宣と小方元信、佐々部元資の役割を、横島涉氏³²が明らかにした。すなわち、天正十五年正月三日付け二宮太郎右衛門尉(就辰)宛て毛利輝元書状写³³には「中山・赤坂御宿入目之儀、以注文申聞候、其上宿かへの奉行共ニ奉書遣之候」とある。備中国中山と備後国赤坂に設ける予定の「御宿」の必要経費を、「注文」にしたがって命じた。「宿かへの奉行共」には「奉書」を送ったと述べている。また、二月十八日付け桂左衛門大夫(就宣)・小方兵部丞(元信)・佐々部又右衛門尉(元資)宛て毛利輝元書状写³⁴では「其許御宿誘之儀、追々申遣候、関白殿御下向三月朔日弥必定候、最前之村賦之内自然難波方候共、堅申付、急度普請可相調事肝要候」と、「御宿」の普請について、秀吉の下向が三月一日に決定したため、「最前之村賦」のうち従わない者がいたとしても、厳命して早急に準備するよう命じている。ここから、横島涉氏は「宿かへの奉行共」というのはおそらく輝元から具体的実務を指示された桂就宣・小方元信・

佐々部元資のこと」と指摘した。

しかも、「宿かへの奉行共」に関する史料はほかにも存在し、三月十一日付け西堂（安国寺惠瓊）宛て桂平次郎（元綱）・小方兵部丞（元信）・佐々部又右衛門尉（元資）連署書状³⁵には「関白様尾道へ御通之由候条、尾道へ之道橋可申付之由承候、はたと驚入候、明日爰許へ御着之由候間、成申間敷候、第一御茶屋如御覽候、三原へ之路次ニ仕候ハ、又尾道へ之道ハ仕替候事不成儀候、尾道へ御通候者、道橋御茶屋碓成間敷候条、三人越度ニ成候ハぬやう大谷殿へ被仰分候て可被下候」とある。秀吉が備後国尾道を通過するという情報が入った。「道橋」の整備が命じられたことを聞いて驚いている。三月十二日は三原に到着する予定だったため、もう間に合わない。尾道の「道橋」や「御茶屋」の準備はできておらず、「三人」（桂・小方・佐々部）に落ち度がないことを大谷吉継へ取り成してくれと、安国寺惠瓊に求めている。

付言すると、この史料の差出には「桂左次元綱（花押）」とある。

桂元綱は、就宣の嫡男として知られるが³⁶、その名乗りは平次郎であるため検討の余地が残る。そこで、広島県立文書館にある原本の写真帳をもとに校合したところ、「桂左次」ではなく、「桂平次」となっていた³⁷。このため、桂元綱は、父の就宣らとともに「宿かへの奉行共」としての任務にあたっていたと思われる。

したがって、「宿かへの奉行共」を実質上務めたのは、桂就宣・元綱父子と小方元信、佐々部元資であり、秀吉の下向が近づいたことで御座所の設営だけでなく、交通路の整備も担当したと考えられよう。

それでは、他地域の場合、毛利氏はいかなる指令を下したのであるうか。次の史料を見たい。

【史料6】

輝元公袖判

関白様御座所

一 御宿・いへ（家）其ほか普請、当郡一郡（引宛之、）
一 百貫之地（うき夫拾人宛之事、）

一 番匠・鍛冶そのほか諸細工人、領内（あり次第可召仕候事、）

一 竹木は神社又ハ人の土居まはり、用次第きり用へき事、

一 なわ・かつら郡役たるへし、

一 た（一）ミの糸等も同前、

一 すミ・たき木同前、

付り、馬のぬか（一）・わら同前、

右法度として相さたむる所也、然り領主として濤（マ）をなし相

さ（マ）たけ（ハ）不届及候、領地を押し、所用可相調候、若又地

下人として相そむかハ、掟の旨にまかせはたもの（）かけ、堅

固（）可申付候也、仍下知如件、

正月二日（天正十五年）

（宛名ナシ）

【史料6】³⁸は、江戸時代に長府藩が藩士に、各家の由緒書や家伝文書の書上げの提出を命じ、天和四年（一六八四）あるいは元禄二・三年（一六九〇・一六九一）に提出させた「天和家状」³⁹のうち、周防国佐波郡司を務めた羽仁氏（はに）の家に伝来した、正月二日付け毛利輝元袖判法度写である。本史料は誤写や情報の欠落が確認できるが、【史料5】と同様の文言があるため、内容的には十分信頼できるものである。

まず、【史料5】と【史料6】の形式全体を比較すると、「御座所」下の文言や一条目、宛先を変更すればどこでも使用可能なものであり、法度は、例えば赤間関のような特定の地域というよりも、むしろ山陽道一帯に発布されたと想定してよい。

次に、一条目に注目すると秀吉の「御宿」⁴⁰や、「いへ」などの普請における課役の賦課単位が【史料5】では「領村」であった。これに対して、【史料6】では「当郡」、すなわち佐波郡「一郡」であったことが分かる。これは、周防国佐波郡の場合、大内氏から継承した支配

体制を利用した。しかし、行政機構が整備されていない、備後国赤坂では郡ごとの賦課が容易でなく、法度を村単位に適用させた。このため、【史料5】と【史料6】は、それぞれ奉行と郡司の家に伝来したのではないかと推測される。

また、【史料6】は羽仁氏の家伝文書であることから、当時佐波郡司を務めていた羽仁栄保に渡されたものであり、防府における御座所の設営を命じたものである。これに関して、東大寺に残された、天正十五年七月二十五日付け周防国衛土居内等年貢勘文⁴¹によれば、天正十四年八月から天正十五年七月の支出経費として眼代浄観の先陣下向やたびたびの使者の派遣費用のほかに、「関白様御宿誘・家一間被立」とあり、防府では「御宿」や「家」が建てられたことが判明する。

【史料7】

〔就掃地之儀^{〔掃地書〕}吉田口使対御兩人自社家一通案文〕

今度防長両国至九州道橋普請之儀被仰付候、就其当社御神前馬場面・鳥居之前・立市之面其外社辺之儀、向後共掃地可申付之由、

御上意之趣存其旨候、其役者当市目代鈴木大夫堅固可申付候、若彼役人衆於緩者可遂注進候、於我等不可存無沙汰候、猶此由可得御意候、恐々謹言、

〔天正十四年〕

二月廿六日

郡司

慶雄

栄保

円楽坊

重恵

児玉長明守殿^{〔就掃〕}

湯浅源兵衛尉殿^{〔元言〕}

〔裏書略〕

【史料7】⁴²は二月二十六日付けで、周防国防府天満宮の慶雄・重恵と羽仁栄保が児玉長明守（就尚）・湯浅源兵衛尉（元言）に宛てた連署書状案である。毛利輝元が防長両国に、「至九州道橋」の整備を命じた。「御神前馬場面・鳥居之前・立市之面其外社辺」を掃除せよというのが、輝元の意向である。その担当者を「市目代鈴木大夫」に堅く命じる。もし「役人衆」に緩めることがあれば注進するようにと述べている。

年次について、『歴史の道調査報告書』⁴³や『防府市史』⁴⁴では、天正十四年のものとして理解されており、その意味において通説となっていた。しかし、本多博之氏⁴⁵は「この文書は、「天正十四年」部分が異筆で内容的にも天正十五年のものと考えられるが、仮に天正十四年二月であるならば、秀吉による九州出兵の表明（輝元への通達）は、かなり早いものであったことになる」と疑問を投げかけた。この指摘をふまえたうえで、差出の「郡司栄保」に注目したい。すると、【史料6】で輝元が、羽仁栄保に御座所の設営を命じたのが天正十五年正月二日のことであり、【史料7】の道路・橋梁の整備もこれに関連したものと考えられる。このため、【史料7】の年次は、やはり天正十五年が該当する。

したがって、九州出兵の準備段階である天正十四年ではなく、実施段階である天正十五年に、周防国佐波郡羽仁栄保は御座所の設営のみならず、交通路の整備も担ったと考えられよう⁴⁶。さらに、安芸国廿日市の事例について検討したい。

【史料8】

態可申遣存候処、此者差上せ候条申候、関白様御宿誘之事不及申候へ共、少も無緩可相調事専一候、隨而桂少五へ申候、城まわり^{〔掃地〕}そうち并町中さうち之事、一段念を入可申付候、道之事是又堅固可申付候、町入口せまきよし申候間、是又家を退候て可然候、はし無之所早々可相調候、何篇油断候てハ不可然候、

(傳世)
元清へハ於愛元申渡候、恐々謹言、

正月十六日

輝元(花押)

桂少輔五郎殿

三上七郎右衛門殿

門田左馬允殿

【史料8】⁴⁷は正月十六日付けて、毛利輝元が安芸国桜尾城番の桂少輔五郎(元依)・三上七郎右衛門尉(元安)・門田左馬允(元貞)に宛てて発給した書状である。先行研究としては、本多博之氏⁴⁸が「関白様御宿」の普請について指示しており、(中略)城の周辺や町の清掃をおこなうとともに、道路や橋など交通路の整備や、家の撤去もいとわず「町」の入口を広くするなど、秀吉や秀長の軍勢の行軍を意識して準備をおこなわせている」と指摘した。

実際、豊臣秀吉や秀長の九州下向が近づいた、二月四日付け桂少輔五郎(元依)・三上七郎右衛門尉(元安)・門田左馬允(元貞)宛て毛利輝元書状⁴⁹には「美濃守殿御宿儀、洞雲寺相定候哉、尤候、具合可成ほととの調専一候」とあり、秀長が使用する「御宿」が洞雲寺に決定したため、準備するよう伝えている。その後は、二月三十日付け桂少輔五郎(元依)・三上七郎右衛門尉(元安)・門田左馬允(元貞)宛て毛利輝元書状⁵⁰に「美濃守殿御下之儀、しかとの左右無之如何候哉、是への送物儀先可相調候」とあるように、秀長の下向の様子を尋ねたのち、贈物を調達せよと命じている。また、本史料には「関白様御下候時の儀ハ、又定而申遣へく候、先手よりく^ニなりよきやう^ニ可相調候」とあり、秀吉下向時のことは改めて連絡する。秀長ら先鋒隊が到着する際に、体裁をよくしろと指示している。

以上より、安芸国桜尾城番は、「宿かへの奉行共」や羽仁栄保と同様、御座所の設営と交通路の整備に関わっていたことが分かった。

このように、九州出兵が差し迫った天正十五年正月になると、秀吉らが、京・大坂から九州へ最短距離で到着することが課題となった。

そして毛利氏は、赤間関のみならず山陽道一带に、その地域の実情に合わせて法度を発布し、御座所を建設した。また、宿泊施設である御座所の設営をおこなうとともに、道路や橋梁といった交通路の整備を実施した。これは、番匠や鍛冶などの職人を必要とし、山陽道各地域における毛利氏の支配を強めるものであったと言えよう。

おわりに

以上小稿であるが、毛利氏の交通政策について九州出兵の準備段階にあたる天正十四年から、実施段階の天正十五年にかけて具体的に検討し、その歴史的意義を考察した。ここまで明らかにした内容を、いま一度まとめたい。

九州出兵の準備が始まった天正十四年四月、豊臣政権、とくに豊臣秀吉は毛利輝元に発給した基本方針「覚」十四箇条で、陸路・海路の関所の撤廃と九州までの交通路の整備、一日ごとに宿泊する御座所の設営に関して指示した。これを受けて、毛利氏は、秀吉やその将兵が本州から九州へ移動する際、関門海峡を円滑に渡航することが重要であると理解し、同年七月赤間関において御座所の設営をおこなった。これは毛利氏にとって、建設工事に従事する人夫を動員したように、赤間関やその付近における支配の進展につながったと言える。

その後、九州出兵が差し迫った翌十五年正月には、秀吉らが、京・大坂から九州へ最短距離で到着することが課題となった。すなわち、先んじて赤間関では準備が進められていたが、この段階になると毛利氏は、地域の実情に合わせて山陽道一带に法度を発布し、御座所を建設した。また、宿泊施設である御座所の設営をおこなうとともに、道路や橋梁といった交通路の整備を実施した。これは、番匠や鍛冶などの職人を必要とし、山陽道各地域における毛利氏の支配を強めるものであったと評価できる。

このように、九州出兵期における毛利氏の交通政策は、豊臣政権の

權威を背景として領国内で統一のおこなわれた。そして、この政策は、幹線路としての山陽道の確保を目指すものであった。しかもこれには段階差が存在し、九州への最前線である赤間関で御座所の設置をいち早くおこなったのち、山陽道沿いの各地域で一斉に実施するとともに、交通路を整備した。ここから、もちろん地域によって多様な状況がみられるが、当該期における大名毛利氏の、領国支配の強化の一端がうかがえるのである。

¹ 代表的な成果として、新城常三著『戦国時代の交通』（叢書房、一九四三年）がある。

² 秋山伸隆「戦国大名毛利氏の流通支配の性格」（渡辺則文編『産業の発展と地域社会』溪水社、一九八二年、のち同著『戦国大名毛利氏の研究』（吉川弘文館、一九九八年）に収録される）。

³ 本多博之「戦国織豊期西国の運輸・交通と城下町」（仁木宏編『戎光祥中世織豊期論叢 第五巻 戦国織豊期の地域社会と城下町 西国編』（戎光祥出版、二〇二一年）所収）。

⁴ 『大日本古文書 家わけ第八 毛利家文書』九四九。

⁵ 「右田毛利家文書」一六五（山口県史 史料編 中世3）所収、「天野毛利文書」一〇八（広島県史 古代中世資料編V）所収。

⁶ 渡質の「南京」額表記について、本多博之氏は「当時の領国内における南京銭の広範な流通と通用の実状をふまえ、領国全域に適用させる料金規定の基準銭に、南京銭が最適と判断した結果によると思われる」と指摘している（本多博之「地域大名の領国支配と石高制(1)」同著『戦国織豊期の貨幣と石高制』（吉川弘文館、二〇〇六年）所収）。

⁷ 例えば、八月三日豊臣秀吉が、小早川隆景や吉川元春に発給した直書（写）では「片時も早々越関戸、門司要害等弥堅固申付」と、早急に長門国赤間関を越えて、豊前国門司城などを建設するよう命じている（『大日本古文書 家わけ第十一 小早川家文書』五五二、『萩藩関

関録』巻二八 渡辺太郎左衛門 12）。

また、八月五日付け小早川隆景宛て豊臣秀吉直書には「何之道^二付ても、豊後と関戸之間、通路不切之様^一被取統、其分別專要候」と、また同日付け安国寺（恵瓊）宛て豊臣秀吉直書には「豊後・関戸之間、通路不切様被取統、何之道にも急と其行簡要候」とあり、門司と赤間関を結ぶ「通路」を遮断させるなど指示している（『大日本古文書 家わけ第十一 小早川家文書』三九九・四〇〇）。

その後、九月二十五日付け安国寺（恵瓊）・黒田勘解由（孝高）・宮木入道（堅甫）宛て豊臣秀吉朱印状では「門司・赤間関両城普請申付之由、尤思召候」とあるように、門司城と鍋城を建設したことについて秀吉が賞賛している（『黒田家文書 第一巻 本編』（福岡市博物館、一九九九年）、通し番号63）。

⁸ 『萩藩関関録』巻五五 国司与一右衛門 54。なお、史料中の傍線は筆者が引いたものである（後掲する史料の傍線も同じ）。

⁹ 早稲田大学図書館所蔵「国司家文書」。なお、本史料群の所在は、広島大学大学院院生の水野椋太氏の御教示によるものである。記して感謝申し上げたい。

¹⁰ 【史料1】と同内容の文書が「国司家文書」に伝来している。ただしこれは写であり、また一部が欠損していることから、本稿では「関関録」の文書を引用している。

¹¹ 福原就直については、天正十四年十一月一日付け福原内蔵大夫（就直）宛て毛利輝元書状写に「麻生・秋月人質擄取之刻、別而其方手柄之段神妙候」とある。麻生・秋月両氏の「人質」をとったことに感謝の意を伝えている。また、十一月四日付け福原内蔵大夫（就直）宛て毛利輝元書状写では「其方事今度人質番至山口差上候」とあり、「人質番」として周防国山口に向かうよう命じている（『萩藩関関録』巻一〇五 福原又右衛門 5・6）。このため、福原就直は人質の番にあたっていたと考えられる。

¹² 【史料2】から【史料4】の写は、山口県文書館所蔵「毛利家文庫

二三譜録 国司木工信処」で確認できる。

¹³ 『毛利家文庫遠用物所収文書』二(『山口県史 史料編 中世3』所収)。

¹⁴ 当時の豊臣政権をめぐる政治情勢に関しては、尾下成敏「九州停戦命令をめぐる政治過程―豊臣「惣無事令」の再検討―」(『史林』九三―一、二〇一〇年)を参照。

¹⁵ 『毛利家文庫遠用物所収文書』三(『山口県史 史料編 中世3』所収)。

¹⁶ 『萩藩閥閥録』巻六〇 仁保太左衛門 29。

¹⁷ 中司健一・岡松仁・中原寛貴・水野椋太・光成準治「『相杜家文書』の翻刻と解説1―成巻文書(中世)―」(『芸備地方史研究』三二二、二〇二三年刊行予定、通し番号20)。

¹⁸ 『萩藩閥閥録』巻一二三 大多和惣兵衛 26。

¹⁹ 山口県文書館所蔵「毛利家文庫 二三譜録 二宮太郎右衛門辰相」。

²⁰ 「毛利家文庫遠用物所収文書」四八(『山口県史 史料編 中世3』所収)。

²¹ 「岡部家文書」4(『山口県史 史料編 中世2』所収)。なお、年次については、先にふれた二通の七月十五日付け毛利輝元書状(写)の宛先である、市川元好・神田元忠・長井親房が連署して花押を据えているため同じ場所にと考えられること、また内容が赤間関における軍勢催促に関わることから、天正十四年のものと推定できる。

²² 「相杜家文書」の翻刻と解説1―成巻文書(中世)― 14。

²³ 「長井家文書」二(『山口県史 史料編 中世3』所収)。

²⁴ 『萩藩閥閥録』巻一一五 湯原文左衛門 85。

²⁵ 『萩藩閥閥録』巻一一八 内藤弥兵衛 9。

²⁶ 『萩藩閥閥録』巻一一八 内藤弥兵衛 10。

²⁷ 蔵田就貞については、天正十五年三月六日付け井上七郎兵衛尉(元治)・蔵田東市助(就貞)宛て毛利輝元書状写に「御渡海船之儀、時宜可然相調之旨注進承知候、一段可然肝要候」とある。秀吉の渡海船

を調達するよう命じている。また三月十五日付け井上七郎兵衛尉(元治)・蔵田東市助(就貞)宛て毛利輝元書状写には「其元船さいはんの事無緩候者肝要候」とあり、船を差配するよう指示している(『萩藩閥閥録』巻一四九 井上与一右衛門 2・3)。

また、天正十六年八月一日付け蔵田東市助(就貞)覚書写には「今度関白様薩州為御退治、被向御馬之時、長州赤間関渡之船奉行之事、井上七郎兵衛尉方我等兩人承候、然処於関鍋之要害、関白様兩人事被召出、御座敷^二而被成御対面、直被加御褒美、殊御脇差致拜領候」とある。蔵田就貞は赤間関船奉行の立場にあり、鍋城の「御座敷」で秀吉から褒美として脇差をもらったことが知られる(『萩藩閥閥録』巻一二六 蔵田藤左衛門 1)。

²⁸ 神田元忠については、天正十四年九月一日付け鼓右京亮宛て神田惣四郎(元忠)書状に「今度立花衆高鳥居被取懸之処、中野神介被討取之段、無比類候、至御本陣注進之条、則可被成御褒美候」とある。「立花衆」が筑前国高鳥居で攻められた際、鼓右京亮が「中野神介」という人物を討ち取ったことに感謝の意を伝えたいうえで、本陣への注進があり次第、褒美を与えると神田元忠は約束している(『三吉鼓家文書』二『福岡市史 資料編 中世2』所収)。

また、九月六日付け吉田大炊助宛て三輪与三兵衛尉(元徳)書状写に「先以先日大裏表^(重前田)、打廻之折節、別而御粉骨、御手柄不浅候、不図御御帰^二付、御辛勞之通、然々神田へ不申入候、至本陣、自我等式茂申上進候、定而直可被申入候」とある。宗像氏家臣吉田重政の息子大炊助の、「大裏表」付近での戦闘における活躍を称えたいうえで、予想外なことに大炊助が帰ってしまったため、その戦功を神田元忠に伝えていない。三輪元徳からも本陣へ伝えるが、大炊助からも直接報告するようにと述べている。そして翌日にあたる、九月七日付け吉田伯耆守(重致)宛て神田惣四郎(元忠)書状写には「先度大裏表動申処、此方人数同前、御子息大炊助殿被作先懸、敵追崩候、無比類趣候、則至本陣申上進候之条、如何様可被申入候」とあり、「大裏表」付近に

おける合戦で先駆けの功名を立てた大炊助の働きを賞賛したのち、神田元忠を介して本陣へ何を伝えてほしいかと尋ねている（『新撰宗像記考証』所収文書 一一・一二『宗像市史 史料編 第三巻 近世』所収）。

したがって、天正十四年九月に入ると、神田元忠は北部九州において戦功報告などに関わっていたと考えられる。

²⁹ 天正十四年十二月二十二日付け小早川隆景・安国寺（惠瓊）・黒田勘解由（孝高）宛て豊臣秀吉朱印状写には「来春御出馬^二付而、路次通・泊の様子書立、安国寺上洛之節可被越候、御泊所を可被仰付候、次路次通御法度之儀堅被仰出候」とあり、来春秀吉が戦場に向かうため、「路次通」や「泊」の様子を安国寺惠瓊が上洛する時に伝えるよう命じたうえで、「御泊所」を指示することや、「次路次通」の「御法度」を出すことについて述べている（川添昭二・福岡古文書を読む会校訂『黒田家譜 第一巻』〈文献出版、一九八三年〉所収）。

³⁰ 「九州御動座記」（『九州史料叢書 第十八 近世初頭紀行記集』〈九州史料刊行会、一九六七年〉所収）、清水紘一著『織豊政権とキリシタン―日欧交渉の起源と展開―』（岩田書院、二〇〇一年）「付『九州御動座記』」。

³¹ 『萩藩閥閥録』巻二〇 桂勘右衛門 9。

³² 横島渉「豊臣期毛利氏の備後国における動向―神辺周辺を対象として―」（『芸備地方史研究』二六四、二〇〇九年）。

³³ 「譜録 二宮太郎右衛門辰相」二二（『広島県史 古代中世資料編Ⅴ』所収）。

³⁴ 「譜録 桂式部忠澄」一（『広島県史 古代中世資料編Ⅴ』所収）。

³⁵ 「不動院文書」一（『広島県史 古代中世資料編Ⅳ』所収）。前掲本多注3論文。

³⁶ 山口県文書館所蔵「毛利家文庫 二三譜録 桂式部忠澄」系図。

³⁷ 不動院文書の写真については、『広島市の文化財第二三集 不動院』（広島市教育委員会、一九八三年）でも確認できる。

³⁸ 山口県文書館所蔵「諸家文書 桂家文書（下関長府）桂家譜 羽人次郎右衛門」。

³⁹ 「天和家状」に関しては、岡松仁「天和家状」について（『下関市立歴史博物館 研究紀要』一、二〇二〇年）を参照。なお、本史料群の所在は、下関市立歴史博物館学芸員の岡松仁氏の御教示によるものである。記して感謝申し上げたい。

⁴⁰ 天正十四年十二月十九日付け二宮太郎右衛門尉（就辰）宛て毛利輝元書状写には「関白様御下ならハ、神辺にて御宿誘調候事、其外御座所なにてのあてかひ彼是可入候」とあり、秀吉の downward に備えて、備後国神辺での「御宿」の普請を指示したうえで、「其外御座所」の設営に必要な経費を準備せよと命じている（『譜録 二宮太郎右衛門辰相』二一（『広島県史 古代中世資料編Ⅴ』所収）。ここから、毛利氏は、秀吉の「御座所」を「御宿」として理解していたと推測される。

⁴¹ 「東大寺文書」一五九（『防府市史 中世Ⅰ』所収）。

⁴² 「防府天満宮文書」一三二（『山口県史 史料編 中世2』所収）。

⁴³ 「歴史の道調査報告書 山陽道」（山口県教育委員会、一九八三年）。

⁴⁴ 「防府市史 通史1 原始・古代・中世」（防府市教育委員会、二〇〇四年）。

⁴⁵ 前掲本多注3論文。

⁴⁶ 八月五日付け羽仁二郎右衛門尉（栄保）宛て小早川隆景書状写には「鯖路路次等之儀、堅固^二申付馳走之段本望候」とあり、羽仁栄保の、周防国佐波郡の交通路整備に関する活躍は本望であると述べている（山口県文書館所蔵「諸家文書 桂家文書（下関長府）桂家譜 羽人次郎右衛門」）。

⁴⁷ 「国立国会図書館所蔵文書（桂文書）」六（『広島県史 古代中世資料編Ⅴ』所収）。

⁴⁸ 前掲本多注3論文。

⁴⁹ 「久芳文書」五（『広島県史 古代中世資料編Ⅴ』所収）。

⁵⁰ 『萩藩閥閥録』巻二二八 三上喜左衛門 34。

〔付記〕 本稿は、（広島大学大学院人間社会科学研究科博士課程後期）
S P 2 1 3 2 の支援を受けたものである。

Daimyo Mōri's Transportation Policy in Preparation for the Kyushu Campaign

Hiroki NAKAHARA

In July of the 13th year of the Tenshō era (1585), Hideyoshi, who had become *kampaku*, began preparations for the Kyushu campaign, which was planned for the following year. On 10th April of the same year, a shogunate license approved by Toyotomi Hideyoshi was issued to Terumoto Mōri. In it Hideyoshi gave instructions regarding the abolition of checkpoints on land and sea, the repair of roads leading to Kyushu, as well as the preparation of the Gozasho (Hideyoshi's lodgings).

In this context, the problem arose over how to cross the Kanmon Straits in order to move the army from Honshu to Kyushu. So, in July of Tenshō 14, Terumoto built the Gozasho in Akamagaseki. And then, in January to March of Tenshō 15, with Hideyoshi's move to Kyushu drawing near, it became increasingly significant to secure traffic routes to Kyushu. As a result, Terumoto prepared the Gozasho not only in Akamagaseki, but also all over the Sanyo Province. Furthermore, he built roads and bridges. This policy led to strengthening territorial control of each region.

